

～ 栗東市住居確保給付金(家賃補助)のしおり～

住居確保給付金(家賃補助)とは

離職・廃業または個人の責に帰すべき理由によらない収入の減少で住居を喪失したり、喪失するおそれのある方のうち、就労や経営改善に意欲がある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

支給要件

以下 ～ のすべてに該当すること

離職またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれがあること

以下 A)か B)のいずれかの状況にあること

A) 申請日において、離職や廃業の日から2年以内であること

離職から2年の期間に、疾病、負傷、育児(3歳未満の乳幼児)等の理由により30日以上求職活動を行うことが困難であった方は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間に緩和できる場合があります。(加算後最大4年まで)

B) 当該個人の責めに帰すべき理由によらないで収入が減少し、離職や廃業と同等程度の状況にあること

離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと

(離職等の時点では主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も対象)

申請月の世帯収入が、表の基準額と居住する賃貸住宅の家賃額(ただし、住宅扶助基準額を上限とする)を合計した額(収入基準額)以下であること

[収入要件]・・・収入合計 「収入基準額」＝「基準額」＋「家賃額」(住宅扶助基準額が上限)

世帯人数	基準額	家賃額(上限額)	収入基準額(上限額)
単身	86,000 円	35,000 円	121,000 円
2人	124,000 円	42,000 円	166,000 円
3人	147,000 円	46,000 円	193,000 円
4人	175,000 円	46,000 円	221,000 円
5人	209,000 円	46,000 円	255,000 円
6人	242,000 円	49,000 円	291,000 円
7人	275,000 円	55,000 円	330,000 円
8人	308,000 円	55,000 円	363,000 円

○収入に含む

給与収入・・・社会保険料天引き前の総支給額(交通費除く)

事業収入・・・経費を差し引いた控除後の額

ほか定期的な給付・・・失業等給付、公的年金、親族からの継続的な仕送り等

○収入に含めない

特定の目的のために支給されるもの・・・児童手当、児童扶養手当、奨学金等

一時的な収入・・・借入金、退職金、公的給付のうち臨時的に給付されるもの

そのほか・・・22歳以下かつ就学中の子の収入、各種保険金の受取等

申請日における世帯の金融資産が次の表以下であること

[資産要件]・・・金融資産合計額 基準額×6(100万円を超えない)

世帯人数	基準額×6
単身	516,000 円
2人	744,000 円
3人	882,000 円
4人～	1,000,000 円

○金融資産に含む

預貯金、現金、債券、投資信託

○金融資産に含めない

生命保険、個人年金保険

常用就職または事業再生を目指して誠実かつ熱心に活動し、以下の要件を満たすこと

○ 離職・廃業・休業により、常用就職を目指す方

	市役所相談	ハローワーク相談	企業応募・面接	プランに沿った活動
回数	月 4 回以上 (うち月1回以上は対面)	月2回以上	週 1 回以上	適宜

常用就職・・・期間の定めがない、または6ヶ月以上の労働契約による就職

○ 休業により、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると市が認めた方

	市役所相談	経営相談先で 経営相談	収入増加のため の取り組み	プランに沿った活動
回数	月 4 回以上 (うち月1回以上は対面)	月1回以上	月1回以上	適宜

7 か月目以降(再延長時)は、常用就職を目指す方と同様の要件になります。
経営相談先とは、よろず支援拠点、商工会、商工会議所等を指します。

地方公共団体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び同一の世帯に属する者が受けていないこと

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

支給額

○ 申請月の世帯収入が基準額以下の場合

居住する賃貸住宅の家賃額(上限あり)を支給します。

○ 申請月の世帯収入が基準額を超える場合

基準額と居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額から、申請月の世帯収入を引いた額(上限あり)を支給します。

家賃額に管理費、共益費、駐車場代等は含みません。

支給期間

3ヶ月間を限度とする。

一定の要件を満たす場合には、申請により、3 か月ごとに最大 9 か月までの範囲内で支給期間を延長することができます。

支給開始月

○ 新規に住宅を賃借する方・・・入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始します。

○ 既に住宅を賃借する方・・・申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

本給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。

支給方法

市から不動産媒介業者等の口座へ振り込みます。

支給の中止

常用就職または業務上の収入を得る機会が増加した場合、収入要件を超える収入が確認できた時点で支給を終了します。

また、誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合、支給期間途中であっても支給を中止することがあります。

【住居確保給付金お問い合わせ先】
栗東市 社会福祉課 生活支援相談室
TEL:077-551-0118
FAX:077-553-3678
E-mail shakai@city.ritto.lg.jp